

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 処分の期間

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第十条に基づく事業者によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間について、平成三十九年三月三十一日まで延長すること。（第三条関係）

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）